

○垂井町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

平成29年3月31日告示第37号

垂井町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請（以下「指定申請」という。）は、垂井町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて行うものとする。

(指定の有効期間)

第4条 施行規則第140条の63の7に規定する町が定める期間は、6年とする。

(指定の更新)

第5条 法第115条の45の6第1項の規定による更新の申請は、垂井町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（別記第2号様式）に関係書類を添えて行うものとする。

(変更の届出等)

第6条 指定事業者は、施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、垂井町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（別記第3号様式）により、町長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、垂井町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業廃止・休止届出書（別記第4号様式）により、町長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、10日以内に、垂井町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業再開届出書（別記第4号様式）により、町長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定等)

第7条 町長は、指定申請があったときは、その内容を審査し、指定事業者の指定の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、指定申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

(1) 申請者が、法人でないとき。

(2) 指定申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、町が定める基準を満たしていないとき。

(3) 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなるまでの者であるとき。

- (4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第35条の2に定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって施行令第35条の3に定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、法第70条第2項第5号の3に規定する保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する者その他施行令第35条の4に規定する使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として施行規則第126条の3第1項各号に掲げる者（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として施行規則第126条の3第2項各号に掲げる者又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として施行規則第126条の3第3項各号に掲げる者のうち、当該申請者と施行規則第126条の3第4項各号に掲げる密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。

- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として町長が当該申請者に当該検査が行われた日（以下この号において「検査日」という。）から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 第9号に規定する期間内に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービス、施設サービス、第1号事業等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者の役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者であるものがあるとき。
- (14) 申請者若しくはその役員等が垂井町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号から第3号に掲げる者又はこれらの者と密接な関係がある者であるとき。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、町長が事業の円滑かつ適切な実施に支障が生ずると認めるとき。
- 3 町長は、指定申請があった場合において、垂井町老人福祉計画・介護保険事業計画において定める地域支援事業に係る計画量に既に達しているとき、当該申請に係る指定によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の垂井町老人福祉計画・介護保険事業計画の達成に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、指定をしないことができる。
- 4 第1項の規定による指定事業者の指定の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。
- （事業者情報の提供）

第8条 町長は、前条の規定による指定をしたとき又は第6条の規定による届出を受理したとき（以下この条において「指定等」という。）は、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を岐阜県、国民健康保険団体連合会その他町長が必要と

認める者に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定等に係る申請者又は届出をした指定事業者（以下この条において「申請者等」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請者等の代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においてもすることができる。

別記

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）